

特定非営利活動法人 やまと 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人やまとという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大和郡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、今後空き家・空地所有者になる可能性が高い高齢者等及び空き家・空地所有者に対して、地域における空き家・空地を価値ある資産にするための有効利用に関する事業を行い、地域の安全と活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 空き家に関する調査及びデータ公表事業
 - ② 空き家の改修及び維持管理業務事業
 - ③ 空き家の活用に関するコンサルティング業務事業
 - ④ 空き家を探している個人・法人与関連する団体・自治体との間の連携業務事業
 - ⑤ 入居者の生活支援業務事業
 - ⑥ 入居者への訪問医療体制構築業務事業

- ⑦ 入居者の就労支援業務事業
- ⑧ 入居者と地域住民の交流の場を創出する業務事業
- ⑨ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければ

ならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり10月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 抛出金品の不返還

(抛出金品の不返還)

第 54 条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 11 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事（理事長）	氏名	楠橋宣
理事	氏名	仲野 直子
同	氏名	五條 江里子
監事	氏名	鈴木健嗣
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 10 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 会費 1,000 円
- (2) 賛助会員 会費 1,000 円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人やまと

役 名	ふりがな 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	くすばし ひろむ 楠橋 宣		無
理事	なかの なおこ 仲野 直子		無
理事	ごじょう えりこ 五條 江里子		無
監事	すずき けんじ 鈴木 健嗣		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

大和郡山市は、親世代が亡くなった後、子世代が都市部に移住しているために空き家になるケースが多発しています。現在、大和郡山市内に約1290戸ある空き家は、長年放置されたものも多数存在し、空き家への不法投棄や不法侵入、放火の危険があることから、近隣住民の中で不安が高まりつつあり、空き家対策は地域の重要課題の一つとなっています。

他方で、大和郡山市内では住宅扶助の上限額に収まる物件が少なく、生活保護受給者など住宅確保要配慮者が入居を断られる事例が後を絶ちません。県営住宅や市営住宅はあるものの、抽選や条件があり入居できない場合も多い状況です。

このように、大和郡山市内には、空き家問題と住宅困窮問題が同時に進行しています。

そこで、行政と連携して空き家情報を収集し、手間やリスクから大手不動産会社が手を出さない物件についても、地元密着型の不動産業者としての知識や実績を活かし、家主と交渉して適正価格で取得。地元の工務店と連携し、空き家を安全で快適に住むことができる環境へ改修します。そして、改修した物件は、生活保護受給者や住宅確保要配慮者に賃貸住宅として提供します。また、一部の物件については、店舗付き住宅として改修し、店舗部分は地元の特産品の販売スペースやチャレンジスペース、コミュニティ食堂等とします。入居者に働く場所を提供することで自律を支援し、店舗の運営に地域住民が携わったり、地域イベントを開催したりすることで地域交流の場を創出します。さらに、フードバンクにより入居者の生活を支援したり、市内の病院と連携して訪問医療体制を構築することで入居者の健康面の不安を払しょくすることで、その生活を支援していきます。

以上のとおり、団体としては、空き家を有効活用するとともに、生活困窮者の孤立を防ぎ、地域社会との繋がりを持ちながら生活再建を支援するもので、大和郡山市内における空き家問題と住宅困窮問題を同時に解決し、ひいては、大和郡山市内における地域の活性化に繋がります。このような活動を行うにあたっては、行政や地域の関連団体と連携を深めていく必要があることから、公正かつ透明性の高い運営を行い、社会的信用を得るために公的な組織が必要と考えます。また、団体としては、会員がボランティアとして参加し、事業目的も営利を目的としていないため、特定非営利法人格にて設立し活動していきたいと考えます。

2 申請に至るまでの経過

令和7年4月 特定非営利活動法人核取得のための勉強会開催

令和7年7月 特定非営利活動法人やまと設立のための発起人会開催

令和7年8月 特定非営利活動法人やまと設立総会開催

2025年8月10日

特定非営利活動法人 やまと

設立代表者 楠橋 宣

設立当初の事業計画書

成立の日 から令和7年10月31日まで

・特定非営利活動法人 やまと

1 事業実施の方針

令和7年度は、空き家に関する調査及びデータ公表事業、及び空き家の改修及び維持管理事業の実施にあたり、行政と連携し、大和郡山市内の空き家情報を収集し、生活保護受給者や住宅確保配慮者に向けた空き家の改修を行う。また、入居者の生活支援事業、入居者への訪問医療体制構築事業の実施にあたり、行政や企業、医療機関などと連携することで支援体制を構築する。さらに、入居者への就労支援事業や入居者と地域住民の交流の場を創出する事業の実施にあたり、空き家の一部物件については店舗付き住宅として改修し、地元の特産品の販売スペースを作る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
	準備のため事業実施せず					0

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込額 (千円)

令和 7 年度事業計画書

令和 7 年 1 1 月 1 日から令和 8 年 1 0 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人 やまと

1 事業実施の方針

令和 7 年度は、空き家に関する調査及びデータ公表事業、及び空き家の改修及び維持管理事業の実施にあたり、行政と連携し、大和郡山市内の空き家情報を収集し、生活保護受給者や住宅確保配慮者に向けた空き家の改修を行う。また、入居者の生活支援事業、入居者への訪問医療体制構築事業の実施にあたり、行政や企業、医療機関などと連携することで支援体制を構築する。さらに、入居者への就労支援事業や入居者と地域住民の交流の場を創出する事業の実施にあたり、空き家の一部物件については店舗付き住宅として改修し、地元の特産品の販売スペースを作る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
<u>空き家に関する 調査及びデータ 公表事業</u>	行政と連携して大和郡山市内の空き家情報を収集し、そのデータを公表する。	通年	大和郡山市内	1 人	大和郡山市内の生活保護者や住宅確保配慮者、	4,641,000
<u>空き家の改修及び維持管理事業</u>	大和郡山市内の空き家を生活保護受給者や住宅確保配慮者向けに改修し、また、一部の物件については、店舗付き住宅として改修する。	通年	大和郡山市内	3 人	大和郡山市内の生活保護者や住宅確保配慮者。 約 10 人	
<u>入居者の生活支援事業</u>	フードバンクによる食支援をすることによって、入居者の生活を支援する。	通年	大和郡山市内	5 人	大和郡山市内の生活保護者や住宅確保配慮者。 約 10 人	
<u>入居者への訪問医療体制構築事業</u>	大和郡山市内の医療機関と連携することで、入居者に対する訪問医療体制を構築する。	通年	大和郡山市内	5 人	大和郡山市内の生活保護者や住宅確保配慮者。 約 10 人	

<u>入居者の就労支援事業</u>	店舗付き住宅として改修した物件において、その店舗で入居者が就労する機会を確保する。	随時	大和郡山 市内	5人	大和郡山市内の生活保護者や住宅確保用配慮者。 約10人	
<u>入居者と地域住民の交流の場を創出する事業</u>	店舗付き住宅として改修した物件において、地元の特産品の販売スペースを作り、入居者と地域住民との交流の場を創出する。	通年	大和郡山 市内	5人	不特定多数	

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込額 (千円)

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和7年10月31日まで

特定非営利活動法人やまと

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
.....	0	0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
.....	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....	0	0	
4 事業収益			
〇〇事業収益	0	0	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....	0	0	
経常収益計			0
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....	0		
その他経費計	0		
事業費計		0	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			0
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

※ 当該年度は準備のため事業実施せず

令和7年度の事業年度 活動予算書
令和7年11月1日から令和8年10月31日まで

特定非営利活動法人やまと
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業		合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	10,000		10,000
.....	0		0
2. 受取寄附金	0		0
受取寄附金	0		0
施設等受入評価益	0		0
.....	0		0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
.....	0		0
4. 事業収益			
賃貸事業収益	5,930,000		5,930,000
△△事業収益	0	0	0
5. その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
.....	0		0
経常収益計	5,940,000	0	5,940,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,376,000	0	2,376,000
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0	0	0
.....	0		0
人件費計	2,376,000	0	2,376,000
(2) その他経費			
家賃	1,200,000		1,200,000
仕入	240,000	0	240,000
リース	561,000		561,000
光熱費	264,000		264,000
支払利息	0		0
.....	0	0	0
その他経費計	2,265,000	0	2,265,000
事業費計	4,641,000	0	4,641,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
.....	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
会議費	0		0
旅費交通費	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
.....	0		0
その他経費計	0		0
管理費計	0		0
経常費用計	4,641,000	0	4,641,000
当期経常増減額	1,299,000	0	1,299,000

III 經常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
.....	0		0
經常外収益計	0		0
IV 經常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
.....	0		0
經常外費用計	0		0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	1,299,000	0	1,299,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			1,299,000